

20年度三番瀬再生支援事業補助金について

三番瀬再生支援事業補助金 応募要領

1 補助制度の目的

県では、平成18年度に三番瀬再生計画（基本計画・事業計画）を策定し、この計画に基づき具体的な事業に取り組んでいます。三番瀬の再生・保全を図るためには、行政だけではなく、県民・地域住民、漁業関係者、NPOなどさまざまな主体の参加による息の長い取組が必要です。

そこで、三番瀬の再生に向けて行われる、団体、グループによる自主的な活動を支援するため、三番瀬再生支援事業補助金制度を設け、補助を希望する団体を幅広く募集します。

2 補助制度の概要

(1) 補助対象

継続的、自発的に三番瀬再生に役立つ活動を行うNPO及び社会貢献活動を行っている非営利の任意団体で、主たる事務所が県内にあり、主に県内で活動している団体を対象とします。

(2) 補助対象となる活動

ア 多くの県民の参加を得て行われる三番瀬の再生に関する活動

（例）三番瀬の再生や維持管理に関する催し、三番瀬に関する環境学習活動、三番瀬に関する広報活動

イ 県が認める三番瀬の再生に役立つ活動

(3) 補助額・補助率

補助対象経費（活動経費）の1/2以内（上限100万円）

3 応募方法

(1) 応募期間（期間内必着）

平成20年5月13日（火）～6月2日（月）

(2) 必要書類

三番瀬再生支援事業補助金交付要望書（三番瀬再生支援事業補助金交付要綱 別記第1号様式）

書式は県総合企画部地域づくり推進課三番瀬再生推進室で直接入手するか、以下により入手してください。

・三番瀬HPからダウンロード（<http://www.pref.chiba.lg.jp/sc/sanbanze>）

・e-mail で請求（請求先アドレス：sanbanze@mz.pref.chiba.lg.jp（なお、電子メールについては、送信中において悪意のある第三者による盗聴等の可能性も指摘されていますのでご注意ください。））

・県三番瀬サテライトオフィス（船橋市本町1-3-1 フェイスビル7階）で直接入手

郵送で請求する場合は、A4サイズが入る封筒（あて先明示の上、返信用切手（120円）貼付）を同封の上、(3)の書類提出先に請求してください。

(3) 書類提出先

以下のあて先へ1部郵送してください。

260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県総合企画部地域づくり推進課三番瀬再生推進室

4 応募に当たっての留意点

(1) 補助金の交付の可否については、提出のあった書類等を基に審査を行います。

なお、交付決定（内定）は概ね平成20年7月下旬を予定しています。

(2) 本補助金についての情報は、各団体からの提出書類を含め、原則として公開することを予定しています。

また、公開の場において、事業内容の説明等をしていただくことを予定しています。

問い合わせ先

千葉県総合企画部地域づくり推進課三番瀬再生推進室

電話 043-223-2439

FAX 043-201-1518

e-mail sanbanze@mz.pref.chiba.lg.jp

(応募に当たっての具体的な留意事項)

補助の対象となる経費(活動経費)について

具体的な項目としては、以下のようなものがあります。なお、あくまでも特定の活動(事業)に対する補助であり、団体の日常的活動に要する経費(事務所経費や補助対象事業と関係のない定例の会議経費等)は補助対象ではありません。

- ・ 諸謝金(講演を行う場合の講師の謝礼等)
- ・ 交通費(イベントを行う場合の下見のための交通費等)
- ・ 食糧費(イベントを行う場合の講演者・出演者の飲物等)
- ・ 物品購入費(講演を行うために作成する看板代、文房具等)
- ・ 印刷費(イベントを実施する場合のパンフレット作成費等)
- ・ 賃借料(講演を行う場合の会場借上料等)

本補助制度のスケジュールについて

概ね以下によることとしています。なお、補助金決定(内定)予定時期が平成20年7月ですので、原則として平成20年8月以降、平成21年2月までに実施される事業について応募してください(通年的に実施している事業については、例えば、内容により春季・夏季・秋季・冬季に区分の上、春季を除外して応募してください)。

平成20年5~6月	応募受付
平成20年6~7月	審査の実施、公開の場における応募団体による事業内容説明
平成20年7月	補助対象団体の決定(内定)
平成20年7月	交付申請書・交付請求書(概算払)の作成・提出
平成20年8月	補助金の概算払(希望団体に対し補助額の半額を支払)
事業終了後	実績報告書・交付請求書(精算払)の作成・提出
~平成21年3月	補助金の精算払(補助額の残額を支払) 公開の場における補助対象団体による実施事業内容説明

補助制度に係る情報公開及び公開の場における事業内容の説明について

1 情報公開について

三番瀬に係る施策については、徹底した情報公開により進めています。
従って、提出いただいた書類については、原則として公開となりますので、あらかじめ御承知おきください(提出書類中の団体構成員以外の個人情報記載には十分注意してください)。

2 事業内容の説明について

補助対象決定前後において、事業内容の説明を公開の場において行っていただくことを予定していますので、あらかじめ御承知おきください。具体的には、事前に実施予定事業の説明(プレゼンテーション)を、事後に実施事業内容の報告を、それぞれ県が別途指定する期日に公開の場において行っていただきます。

なお、説明に要する経費(会場までの交通費等)は全て団体の負担となります。

他の補助金との関係

国及び地方公共団体から補助金等を受けている事業は、本補助金の対象になりません。